

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



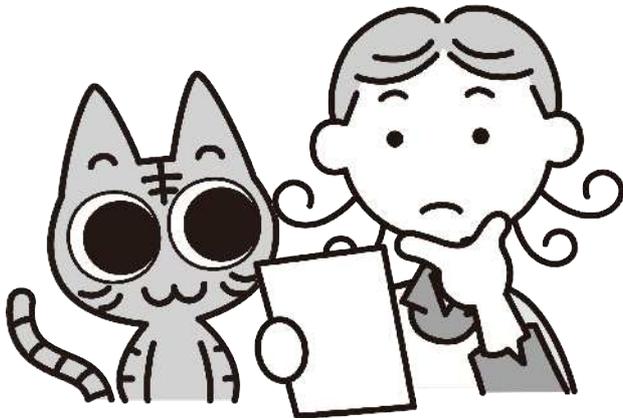
「損害保険が使える」と 勧誘する住宅修理サービスの トラブルに注意!

事例

台風の後、壊れた屋根を見て訪問してきた修理業者から、損害保険を使えば無料で修理できると言われたので、保険申請の代行と修理を依頼した。その後、保険会社からは保険の対象外と言われ、高額な修理代が全額自己負担となってしまった。

アドバイス

自然災害による被害で住宅の修理等が必要な場合でも、契約前に保険会社に確認する等、慎重に契約しましょう。



- ◆ 保険申請の代行をキャンセルしたら高額な違約金を請求された、という相談もあります。
- ◆ 保険金が使えると勧誘する業者が来ても、すぐに契約せずに、必ず、損害保険会社や保険代理店に確認しましょう。
- ◆ 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法等の様々な相談が寄せられます。困ったときには、早めに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

消費生活課 ニャン吉

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)